

長岡京市都市公園等におけるキッチンカー出店手続きフロー図

① 事前準備

飲食営業許可、保険、車両検査、場所の確認



事業者にて要綱等を確認し
事前準備をお願いします

④ 各公園等での出店申請

希望日時、場所の申請、市指定日時までに提出



公園緑地課へ提出

- ・行為許可申請書、出店登録証の写し
露店開設届

② 出店登録申請

様式第1号記載書提出



公園緑地課へ提出
・様式第1号記載書類

⑤ 出店許可

市が調整・決定、出店許可通知



公園緑地課より発行
・行為許可書、納付書
(10日程度かかります)

③ 審査・登録

市による審査、登録証交付



公園緑地課より「出店登録証」を発行
(10日程度かかります)

⑥ 出店営業

ルール遵守し営業開始



- ・指定期日までに使用料を納付して下さい
- ・指定する場所へ出店して下さい

留 意 事 項

使用にあたって以下の各項の留意事項を事前に確認し、遵守してください。
これらに反する場合は、行為許可の取り消しや退去をお願いすることがあります。
また、取り消しによって、使用者が損害を受けても公園管理者は賠償の責めを一切負いません。
その他については、公園管理者の指示に従ってください。

【使用に関する留意事項】

- ①公園施設等を損傷する恐れのある行為をしないでください。
- ②美観や衛生環境を損なう行為をしないでください。常に清潔に保ってください。
- ③他の利用者の妨げや迷惑となる行為をしないでください。
- ④地面に直接火を使う行為をしないでください。
- ⑤喫煙をしないでください。
- ⑥人命保護及び附則設備の保全に関し、社会通念上有害とみられる行為のほか、公園管理者が禁止する行為をしないでください。
- ⑦販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応してください。
- ⑧集客等のため音を鳴らす場合、周囲の環境に配慮した音量としてください。また連続して音を出し続ける行為もお控えください。
- ⑨周辺の店舗や住宅に配慮し、営業の妨げや、住環境を阻害することのないように注意してください。特に、大きな音や煙、においなど、周辺への影響が大きいと判断された場合は、使用できない場合があります。
- ⑩食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合があります。
- ⑪キッチンカーの破損、紛失等について、公園管理者は一切責任を負いません。
- ⑫公園管理者の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、連絡なく出店の取止めをした場合等、それ以降の出店許可を取り消すことがあります。
- ⑬長岡京市都市公園条例及び同施行規則を遵守してください。

【設置・撤去に関する留意事項】

- ①荷物のお預かりはできません。
- ②飲食の提供や火気の使用に必要な申請等は申請者が行ってください。
- ③調理に火気を使用する場合は、必ず消火器を設置してください。
- ④キッチンカーの搬入・搬出は、出店者各自で、通行人等の安全に十分に配慮して行ってください。
- ⑤出店に際して使用した箇所は原状回復するとともに自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ってください。
- ⑥出店に必要な物は出店者で準備してください。
- ⑦電気設備等の管理を徹底し、漏電等の恐れがないようにしてください。
- ⑧障害物になりえるものや電気コードは養生するなど、通行人の通る可能性がある場所に放置しないでください。
- ⑨テントなどは必ずおもりを置くなどし、固定してください。
- ⑩決められた場所・方法以外で、はり紙・はり札や、広告物を掲出しないようにしてください。
- ⑪撤収にあたっては「原状回復」とし、ごみの持ち帰り、汚れた箇所の清掃、常設品を定位置へ戻してください。なお、出店箇所の公園外であっても参加者により汚された場合は清掃をお願いします。
- ⑫出店期間が満了した時、又は許可が取り消された時は、出店者の負担により、公園管理者が指定する期日までに使用箇所を原状回復してください。

【損害賠償】

- ①出店者はその責めに帰する理由により、公園施設等の全部又は一部を滅失し、又は損傷した時は、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。
ただし、公園施設等を原状回復した場合はこの限りではありません。
- ②出店者は、出店場所の使用に当たり、公園管理者又は第三者に損害を与えた時は、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- ③移動販売の実施に当たり、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、公園管理者は、その責めを負いません。